

くらしの情報

information

年金

◆お得な「前納制度」

国民年金保険料を、納付期限までにまとめて納めると割引が受けられる『前納制度』があります。

4月中に1年分をまとめて納めると2,890円、半年分をまとめて納めると660円の割引が受けられます。

4月中に1年分または半年分を納めるときは、「納付案内書」に入っている専用の納付書をお使いください。

納め忘れもなく、しかもお得な『前納』にしませんか。このほか、口座振替(口座から引落として納める)での割引制度もあります。

◆国民年金保険料免除の所得基準が一部緩和、若年者納付猶予制度開始

国民年金保険料の免除の所得基準が見直され、今まで免除に該当しなかった方も、新しい基準では該当する可能性があります。

また30歳未満の方は、本人(配偶者を含む)の所得が一定以下の場合、申請により月々の保険料納付が猶予されます。

失業や所得が少なくなったために保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにしないで保険料の免除・猶予申請をしましょう。

○手続きに必要なもの
・印鑑
・失業で申請する場合は、公的な証明書(雇用保険受給資格者証または離職票)

◆特別障害給付金制度開始

任意加入対象であった学生や厚生年金保険などに加入していた方の配偶者が、任意加入していなかった期間中に生じた傷病により、現在、障害基礎年金の1級・2級相当の

障害がある場合は、特別障害給付金が請求できますので、役場本庁または鶴田・薩摩総合支所の町民係で手続きをしてください。

※給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月からです。

○お問い合わせ先
町民課町民係
☎ 1111内線2124

催し物

◆宮之城伝統

工芸センターまつり

『宮之城伝統工芸センターまつり』が開催されますのでお越しください。

○期日 5月1日(日)
午前9時～午後3時

○場所

宮之城伝統工芸センター

○内容

竹製品販売・竹細工1日入門教室・たけのこ鍋無料試食会など

○お問い合わせ先
宮之城伝統工芸センター
☎ 1313

お知らせ

◆町道観音滝線の交通規制及び通行止

町道観音滝線が、県道黒木新地線道路改良工事のため、温泉施設「滝の宿」前から公園管理棟までの区間で交通規制及び通行止めが行われます。

○4月20日(水)から5月25日(火)までは午前8時から午後5時まで片側交互通行
○5月26日(水)から7月20日(水)までは午前8時から午後5時まで全面通行止め
○第2・4土曜日及び日曜日は全面開放

広橋方面から滝の宿までと、岩元方面から観音滝公園へは通常どおり通行可能です。案内板の指示に従って通行してください。

募集

◆竹細工教室受講生を募集

宮之城伝統工芸センターでは、初心者を対象にした竹細工教室の受講生を4月30日(土)まで募集しています。

○実施期間
5月～3月まで月2回開催

○受講料 月額3,000円

○申込み・お問い合わせ先
宮之城伝統工芸センター
☎ 1313

◆県体シンボルマーク

大会スローガン募集

県では、来年川薩地区で開催される、第60回県民体育大会川薩地区大会シンボルマーク・大会スローガンを5月27日(金)まで募集しています。応募要項などの詳しいことは、左記までお問い合わせください。

○お問い合わせ先
社会教育課スポーツ振興係
☎ 1888

◆生涯学習県民大学園芸講座

宮之城農業高等学校では、園芸講座の受講生を4月28日(木)まで募集しています。

○対象 一般成人

○募集人員 30名

○実施期間

5月21日～12月3日までの主に第1・第3土曜日

※8月は除く

○時間 午後1時～3時

○お問い合わせ先

宮之城農業高等学校
☎ 0020

さつま町の情報サービス

『さつま町』では、ホームページを開設しました。ホームページでは、町民の皆さまと関わりの深い町の様々な情報をリアルタイムに提供します。また、情報サービスの一環として、情報交流サイト「さつまたんがらなび」も開設しました。このサイトでは、趣味やスポーツの同好会、同じ意見や悩みを持った人同士でサークルを作成することができ、サークル内での意見交換や情報交換を行うなど、お互いのコミュニケーションを図ることができます。

◆さつま町の『旬』の情報をリアルタイムに提供◆
さつま町ホームページ
アドレス <http://www.satsuma-net.jp>
(携帯) <http://www.satsuma-net.jp/m>

◆「コミュニケーション」の場◆
さつまたんがらなび
アドレス <http://www.tengara.satsuma-net.jp>
(携帯) <http://www.tengara.satsuma-net.jp/m>



さつまたんがらなび

クリックしてスタート!

さつまたんがらなびTOPページ

このたびは、「さつまたんがらなび」にご来場いただき、誠にありがとうございました。「さつまたんがらなび」とは、さつま町が提供しますインターネットを利用した画期的な情報交流サイトの愛称です。「てんがら」とは、鹿児島県の方言で「おこらさん」という意味があり、その意味の通り、このサイトのサービスをご利用いただいて、皆様がお役に立てる情報を知ることができたり、聞いたり、また知っている事をみんなに教えたり、同じ趣味や意見・悩みをもった人たち同士で会話や相談したりなど、皆様への有意義な情報交流をサポートする「おこらさん」のサイトを目指しています。

会員登録していただきますと、ご自分の興味のある広場に自由に参加することができ、ニュースや伝言、掲示板の情報を見たり、書き込んだり、意見や質問・回答したりなど、会員の皆様同士いろいろな人々との会話を楽しめます。また、新着情報をメールにて通知しますので、いちいちサイトを訪ねなくても情報の書き込みを知らせてくれる便利な機能を持っています。ぜひ会員登録していただきましてお楽しみください。

※「さつまたんがらなび」では、サークルの募集を随時行っています。あなたがサークルのリーダーとなって自分のサークルを運営してみませんか? お問い合わせ先 情報システム係 ☎ 52-1281

介護保険料

～月額保険料の基準額は3,600円～

新町における平成17年度の介護保険料については、介護保険事業計画策定委員会で検討されてきました。近年の介護給付費の推移と17年度の見込みを基に月額保険料の基準額は3,600円に決定されました。

町名	介護保険料(標準月額保険料)	さつま町での介護保険料(標準月額保険料)
旧宮之城町	3,500円	3,600円
旧鶴田町	3,300円	
旧薩摩町	3,600円	

◆平成17年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料
第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の方	基準額×0.5	1,800円
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税の方	基準額×0.75	2,700円
第3段階	本人が町民税非課税の方(世帯内に町民税課税者がいる)	基準額	3,600円
第4段階	本人が町民税課税者で合計所得が金額が200万円未満の方	基準額×1.25	4,500円
第5段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	5,400円

※新町における介護保険の被保険者証は、平成17年5月中に更新を行う予定です。それまでは、現在お持ちの被保険者証をご使用ください。(平成17年3月2日以降に要介護認定を受けた方については、認定結果のお知らせと併せて被保険者証を送付します。)